



発行  
白井市商工会広報・情報化委員会  
E-mail koho-shokokai@shiroi.or.jp  
URL http://www.shiroi.or.jp  
TEL 047(492)0721  
FAX 047(491)9884  
〒270-1422 千葉県白井市復1458番

2013年94号

# 商工会総代会開催

平成25年5月23日(木)午後3時00分から  
白井コミュニティセンター2階会議室にて開催いたしますので総代の方、当日ご出席下さいませよう  
よろしくをお願いいたします。また正式文書及び総代会資料は改めて送りますので必ずご覧下さい。

## 暮らしなんでもお助け隊開始

宅配・訪問サービス  
実務専業第一

安心・安全をお届けする  
暮らしなんでも  
お助け隊

ご注意！  
この事業は消費者の利便性や  
社会福祉向上等を目的に、店舗・販  
路・出張サービスを提供するに  
行うもので、加盟店が複数に  
あり、加盟店間の競争関係  
を醸成することはありません。  
加盟店が複数あることにより  
加盟店間の競争関係が醸成  
することはありません。加盟店  
間の競争関係が醸成すること  
はありません。加盟店間の競争  
関係が醸成することはありません。  
加盟店間の競争関係が醸成す  
ることはありません。

白井市商工会  
お助け隊実行委員会  
〒270-1422 千葉県白井市復1458  
TEL047-492-0721 FAX047-491-9884  
http://www.shiroi.or.jp shokokai@shiroi.or.jp

平成25年4月1日(月)から宅配・訪問・出張サービスを開始しました。

このサービスは、何らかの理由(けが・病気・子育て・仕事・高齢・障害・交通手段がない方など)によりお買い物にいけない方や買物をしたが持って帰れない方、生活していて困ったことなど相談先が分からない方などに対して自宅まで宅配・訪問サービスを実施し、地域コミュニティの発展を目指すとともに加盟店の購買層開拓及び業績向上の一助としながら双方の共存共栄を図るために行うものです。

今現在の加盟店は56社で行っております。6月下旬まで加盟店を募集しておりますので参加希望の方は商工会までご連絡下さい。

7月以降に正式なパンフレットを作成し、市の協力を得て市内に全戸配布する予定です。

加盟店一覧パンフレットは商工会及び出先機関に置いてあります。また商工会ホームページにも掲載してあります。

## 視察研修会を開催

2月17日(日)～18日(月)に16名の参加者を得て、福島方面に視察研修を実施し、大いに見聞を広め、相互の情報交換と親睦を深めることが出来ました。

初日は日本三大名瀑「袋田の滝」を見学・散策して、その後岡倉天心や横山大観の優れた作品が展示してある「五浦美術館」を見学しました。

2日目は、東日本大震災から2年が経過した、いわき市塩屋崎灯台近くの豊間地区を訪れ、被災状況を視察しました。豊間海岸周辺は、建物の土台が残っているだけでその後の復旧の予定が立っていないそうです。福島は地震・津波・原発の三重苦に悩んでおり、特に住宅事情が非常に深刻な状況にあるようです。

最後に、被災地の復旧を祈願するとともに犠牲者のご冥福をお祈りいたします。

## ひろい七福神・菖蒲まつり開催

日 時：平成25年5月12日(日)  
午前10時～午後4時まで  
場 所：来迎寺(折立) 布袋尊

今年も「第9回ひろい七福神・菖蒲まつり」を開催し、地域活性化のための賑わいの創出や住民との交流を図り、魅力ある街づくりに寄与したいと思っております。また、有志によって寺前の菖蒲園も整備されており、近くで観賞できます。

イベント内容は、太鼓の演奏・歌謡ショー・呈茶・餅つき・花、鉢物直売・地元農産物直売・模擬店・抽選会等予定しております。是非お出かけ下さい。抽選引換券及びパンフレットは商工会・市・出先機関においてあります。

日 時：平成25年5月12日(日)  
午前10時～午後4時まで  
場 所：来迎寺(折立) 布袋尊



## 住宅リフォーム助成金

### 助成制度の概要と対象工事

白井市では市民の生活環境の向上に資するとともに、緊急地域経済対策として住宅関連産業を中心とする市内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、市内施工業者により自己が居住する住宅のリフォーム工事を行った者に対し、改修工事費用の一部を補助する制度が平成24年4月1日から始まりました。

### (主な条件)

・改修工事などにあたっては市内業者(市内に本店がある事業者または個人事業者)を選定

していただきます。

- ・改修工事費などが20万円以上でその工事費の10%(上限10万円)の助成金
- ・工事内容は、内外装の修繕・機能向上・増築、改築及び間取りの変更に関する工事

条件の中に市内施工業者(法人の場合は、本店が市内にある事・市内の個人事業者)となっていることから商工会HPで会員事業所を紹介しておりますので住民の方からお問い合わせ等がありましたらよろしくお願い致します。また、加入申込書を基本としておりますので掲載等に誤り・掲載漏れがありましたらご連絡下さい。

## 福利厚生委員会 (委員長 齊藤 真)

### 会員親睦ゴルフ大会開催

3月22日(金) 船橋カントリー倶楽部にて大会を開催し24名の参加者がありました。

大会の結果は次の通りとなりました。

順位	氏名	事業所名
優勝	石井 晃 さん	(株)船橋カントリー
準優勝	押田 実 さん	押 田 商 店
3 位	鈴木公士 さん	鈴 木 建 設 (株)

## 講演会開催

女性部

2月27日(水)に響城れいさんを講師にお招きし文化会館中ホールにて「プロが教える整理・整頓・掃除の5秒テクニック お片づけの3つの効用」というテーマで開催し、大勢の方々のご参加がありました。昔から日本人は物を大事にすると



いう習慣が身に付いておりいつの間にか物があふれかえったり、隙間さえ見つければそこに物を置いてしまいがちで、うまく整理・整頓が出来ない人種かもしれません。今回の講演にご参加下さいました方々に少しでも参考になっていただけたら幸いです。毎年いろんな企画で講演会を開催していますので是非一度ご参加下さい。

## 部員募集

●**青年部**とは、事業を営む方で商工会に加入している経営者や後継者及び従業員で基本満40歳以下を対象に入部が出来、経営者としての資質向上のための活動や研修会・異業種交流・イベント等を企画運営している組織です。今現在28人の部員で、活動しています。

◎月会費1,000円/年12,000円

●**女性部**とは、事業を営む方で商工会に加入している経営者若しくはその配偶者又は親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する女子を会員とする組織で、研修会・視察研修・講演会・イベント等を企画運営している組織です。無理な参加強制等はいたしませんのでご友人をお誘いの上、お気軽に入部してください。◎月会費250円/年3,000円

## 視察研修

青年部



平成25年2月24日(日)～25日(月) 1泊2日で静岡県方面へ参加者16名で視察研修に行きました。視察先は1日目静岡県島田市のお茶の郷博物館にて、日本のお茶についての歴史や暮らしを、また実際にお茶を点てて作法について学びました。2日目は静岡市にある(株)タミヤ本社を訪れ、田宮会長自ら社内や創業から現在までの苦労話などを丁寧に説明いただき、とても共感できる内容で有意義な研修となりました。

デッキに上りました。この日は幸い天候にも恵まれ、東京の景色を一望できました。また東京ソラマチを散策し、現在最も賑わっている商業施設を視察しました。

## 商業・サービス業部会

平成25年3月26日(火)、参加者30名、商業・サービス業部会合同で日帰り視察研修を行いました。まず東京江戸博物館にて失われつつある歴史遺産にふれ、東京の歴史と文化について視察しました。その後、東京スカイツリー展望

# INFORMATION

## おしらせ

### 住宅用太陽光発電取扱業者の方へ

市では、自己居住用住宅に住宅用太陽光発電システムを設置した人に対し、補助金を交付しています。

今年度からは、戸建て住宅だけでなく分譲マンションにシステムを設置した管理組合にも補助金を交付します。

**対象** 自己居住用住宅に未使用の発電システムを設置し、電力会社との系統連携に伴う電力受給に関する契約を締結した人か管理組合

**補助金額** 下表のとおり

#### 住宅用太陽光発電システム設置費補助金額

	戸建て住宅			分譲マンション
	平成22から24年度までの着工	平成25年度以降に着工		平成25年度以降に着工
		市外業者が施工	市内業者が施工	
1キロワット当りの補助単価	25,000円	30,000円	50,000円	
補助限度額	100,000円	120,000円	500,000円	

※補助金額の算定は最大出力値で行い、小数点第3位以下を四捨五入します。

**受付開始** 平成25年5月8日(水)～

※戸建て住宅において、市内業者が施工した場合は、市外業者が施工した場合と比べ補助金の額が1キロワット当たり5,000円、補助限度額で20,000円多く申請者に交付されます。

※予算が無くなり次第、補助を終了します。

**問合せ** 補助金制度の内容など詳細は、白井市環境課環境保全班まで ☎492-1111 (内線3272~4)

### 個人で事業を行っている方で白色申告をしている方へ

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されました。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

#### ●対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

#### ●記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

#### ●帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

**問合せ** 成田税務署 ☎0476-28-5151  
又は 商工会まで

#### 【帳簿・書類の保存期間】

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

### 平成25年度の雇用保険料率のお知らせ

・雇用保険料率は平成24年度と変わらず次のとおりです。

事業の種類	負担者	①労働者負担(失業等給付の保険料率)	②事業主負担	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+②雇用保険料率
				5/1000	3.5/1000	
一般の事業		5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業		6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業		6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000